

## ○ 指名停止業者一覧表

指名停止の期間	商号又は名称	主たる営業所の所在地	指名停止の理由 (要綱※別表の該当号)	備 考
令和8年1月28日まで 令和8年4月28日まで	大日コンサルタント株式会社 大阪支社	大阪市	別表第2第2号(3)による	課徴金減免制度の適用事業者であるため、第4条第3項を適用
令和8年1月28日まで 令和8年4月28日まで	株式会社トーニチコンサルタント 西日本支社	大阪市	別表第2第2号(3)による	課徴金減免制度の適用事業者であるため、第4条第3項を適用
令和8年1月28日まで 令和8年4月28日まで	ジェイアール東海 コンサルタンツ株式会社	名古屋市	別表第2第2号(3)による	課徴金減免制度の適用事業者であるため、第4条第3項を適用
令和8年4月21日から 令和8年5月20日まで	株式会社大林組 京都支店	京都市	別表第2第4号(3)による	

※大山崎町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱